

冬の街を彩る光の祭典

「第11回スターライトファンタジー」

スターライトファンタジーが今年も始まります。会場はイルミネーションにより装飾され、光のオブジェが街を幻想的に演出します。

期間／12月4日(日)～24日(土)
時間／午後5時～9時 ※荒天の場合は中止。

場所／海上公民館前広場
楽しみいっぱい！

「スターライトフェスタ」

日時／12月18日(日) 午後5時～
※抽選会受け付けは午後4時～
内容／点灯式、お楽しみ抽選会(対象…中学生以下、先着5



光の演出が街を彩る

被災者支援情報

新たに家屋(作業場などを含む)を取得した場合
固定資産税・都市計画税が
減額されます

東日本大震災で被災した家屋に代わり、3月11日(金)～平成33年3月31日(水)の間に、新たに家屋を取得した場合、固定資産税および都市計画税が減額されます。

〈減額される額の算出方法〉

1. 取得後4年間
固定資産税額(都市計画税) × 床面積割合 × 1/2
2. 1の経過後2年間
固定資産税額(都市計画税) × 床面積割合 × 1/3

$$\text{床面積割合} = \frac{\text{被災家屋の床面積}}{\text{新たに取得した家屋の床面積}} \quad (1.0\text{を超える場合は}1.0)$$

〈申し込み方法〉

税務課にある「被災代替家屋申請書」を提出してください。戸籍謄本や災証明書が必要な場合もあります。くわしくは問い合わせください。新築・増築した人へは、家屋調査の際、くわしい説明をします。

－減免申請は済んでいますか？－

被災した家屋を取り壊した場合や、半壊以上の家屋は本年度の固定資産税を減免しています。減免申請は、税務課および各支所です。

関税務課資産税班(☎62-5323)

悩んでいませんか？
特設人権相談を行います

市内の人権擁護委員による、特設人権相談を行います。費用は無料で、秘密は固く守られます。

日時／12月6日(火) 午後1時30分～3時30分
場所／市役所本庁舎2階会議室、仮設住宅飯岡集会所
内容／東日本大震災で生じた人権問題に関する相談
対象／東日本大震災で被災した人、またはその家族
※予約は不要です。

関市民生活課市民生活支援班(☎62-5396)

00人)、ミニトレインの運行、バンドによるクリスマススライプ

※荒天時は抽選会のみ。くわしくは、17日(土)の新聞折り込み

予定のチラシで。

費用／無料

※電力供給などの関係で、内容を変更することがあります。

関旭市商工会青年部スターライト委員会(☎62・1348)

みんなで考える

「二日も早く拉致被害者を救出する！ 国民大集会in千葉」

北朝鮮拉致問題に対する世論を喚起し、政府の外交交渉を後

押しするための大会を開催します。

日時／平成24年1月28日(土) 午後1時～3時35分

場所／三井ガーデンホテル千葉(千葉市)

内容／横田滋(拉致被害者家族)さんによる報告、映画「めぐみ

―引き裂かれた家族の30年―の上映など

定員／600人 ※申し込み多数の場合は抽選。

費用／無料

申し込み方法／代表者の住所・氏名・電話番号、参加希望者全

員の氏名を書いて郵送かファク

ス、またはメールで申し込んでください。

締め切り／12月28日(水)必着
関☎260・8667 県総

合企画部政策企画課(☎043・223・2203 FAX043・

225・4467 ☎seisui02 @mz.pref.chiba.lg.jp)

悩まず相談を

「障害者・高齢者の人権・法律110番」

12月3日(土)～9日(金)の「障害者週間」にちなんで、弁護士が無料で相談に応じます。秘密は固く守られます。

関関千葉県弁護士会(☎043・227・8431)

開催日時／12月9日(金) 午後1時～4時

内容／障害者や高齢者の人権・法律問題(財産、金銭、家族問題など)全般に関する相談

相談方法／●臨時電話相談(☎043・221・2268)

●ファクスによる相談(FAX043・225・4860 受け付

けは午後1時～2時)

※前日までに電話で申し込むと、開催日時に千葉県弁護士会館(千葉市)で、弁護士に直接相談ができます。

関関千葉県弁護士会(☎043・227・8431)

掃除などは計画的に

クリーンセンター混雑緩和に協力を

毎年12月は、クリーンセンターへのごみの搬入が多くなる時期です。特に年内最終受付日の29日(木)は大変混雑し、周辺道路の渋滞が予想されます。施設内や道路が混雑すると、ごみ収集や処理の障害となるだけでなく、搬入する人も大変危険です。年末の大掃除などは早めに済ませ、ごみの処分は近くのごみステーションも利用しましょう。

ベッド、家具類、商店などの資源ごみ・可燃ごみなどです。これらのごみ以外は、ごみステーションを利用してください。

搬入日/月/土曜日

搬入時間/午前8時30分～正午、午後1時～4時

手数料

※1回当たり(10kgごと)

可燃ごみ・不燃ごみ ● 100kg未満：100円 ● 100kg以上：150円

資源ごみ/100円

決められた方法で出しましょう

● 指定袋を張って(縛り付けて)ごみステーションへ出すことができます



クリーンセンターへ直接搬入できるごみは、引越

きなどによる一時多量ごみや、

までの大きさが限度です。

● トレーやカッププラーメンなどのプラスチック製容器包装ごみは、汚れを必ず落としてから出してください。汚れたまま出すと、リサイクルすることができず、せつかくの分別も無駄になります。拭き取るか水洗いをしてください。

資源ごみの抜き取り行為防止に協力を

協力を

ごみステーションに出された、新聞や雑誌などの古紙類を無断で持ち去る、いわゆる「抜き取り」に関する情報が、毎年年末になると多く寄せられます。ごみステーションに出された資源物の所有権は市にあります。抜き取り行為を発見したら、時間・場所・車のナンバーを環境課へ連絡してください。

市では抜き取りされないために、集団回収を勧めています。

実施団体には奨励金が交付されます。くわしくは環境課へ問い合わせてください。

● 62・5328

● 62・0955

● 62・5328

● 62・5328

● 62・5328

● 62・5328

● 62・5328

● 62・5328

● 62・5328

● 62・5328

● 62・5328

● 62・5328

● 62・5328

● 62・5328

みんなが築こう人権の世紀
12月4日(日)～10日(土)は「人権週間」

人間は、誰でも「幸福な生活を送る権利」を持っています。人間が人間らしく生きるためになくてはならない権利、それが人権です。いじめを受けていませんか。夫婦や家族の間で、差別や嫌がらせを受けていませんか。一人で悩まず、人権擁護委員に相談してください。相談は無料で、予約の必要もありません。秘密は固く守られます。

【定例人権相談】

開催日/毎月第1、4火曜日

※祝日を除く

時間/午後1時30分～3時30分

場所/● 第1火曜日：市役所本庁舎 ● 第2火曜日：飯岡支所 ● 第3火曜日：海上支所 ● 第4火曜日：千潟支所

【法務局特設人権相談】

人権週間になんで、特設相談を行います。

日時/12月5日(月)～9日(金) 午前9時～正午、午後1時～3時

場所/千葉地方法務局匝瑳支局

※法務局では、電話での相談 72・0334 も随時受け付けています。

● 62・5396

● 62・5396

● 62・5396

新たな旅立ち

旭市成人式

日時/平成24年1月8日(日) 午前10時～ ※受け付けは午前9時

場所/東総文化会館大ホール

対象/平成3年4月2日～平成4年4月1日生まれの人

※該当する人には、案内状を郵送します。本市出身で市外に住む人は事前に連絡してください。

● 55・5727

● 55・5727

● 55・5727

● 55・5727

● 55・5727

● 55・5727

● 55・5727

● 55・5727

● 55・5727

● 55・5727

● 55・5727

● 55・5727

● 55・5727

● 55・5727



晴れの門出を友人と